

マネー・ローンダリング対策のための
事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会

平成22年2月5日

警察庁刑事局組織犯罪対策部

第 1 回配付資料

<目次>

資料 1	マネー・ローンダリングとは	1
資料 2	マネー・ローンダリング対策の経緯	2
資料 3	FATF とは	3
資料 4	第 3 次 FATF 相互審査フォローアップ手続の概要	4
資料 5	第 3 次 FATF 対日相互審査結果	5
資料 6	各国相互審査結果比較表（2009 年 12 月現在）	6
資料 7	G8 各国相互審査結果及びフォローアップ手続実施結果	7
資料 8	主要国における顧客管理に関する法令の規定の有無	8
資料 9	顧客管理に関する FATF 勧告の準用関係	9
資料 10	犯罪収益移転防止法の概要	10
資料 11	犯罪収益移転防止法における本人確認	11

◆ 顧客管理に関する FATF 指摘

資料 12-1	論点	12
資料 12-2	顧客管理措置の概要	13
資料 12-3	顧客管理措置のマネー・ローンダリング対策上の意義・効果	14
資料 12-4	取引目的の例	15
資料 12-5	真の受益者	16
資料 12-6	代理権の確認	17
資料 12-7	PEPs	18
資料 12-8	継続的な顧客管理	19
資料 12-9	リスクベース・アプローチ	20
資料 12-10	内部管理態勢の構築	21
資料 12-11	犯罪収益移転防止法上の本人確認書類・方法	22
資料 12-12	FATF 勧告の履行に問題がある国・地域との間の取引	23
資料 12-13	敷居値を下回る関連する複数の取引	24
資料 12-14	顧客管理が求められる場面	25
資料 12-15	既存顧客に対する顧客管理	26
資料 12-16	本人確認の時期	27
資料 12-17	顧客管理未了の場合の措置	28

◆ 関係資料集

別冊 1	FATF40 の勧告・9 の特別勧告（仮訳付）
別冊 2	FATF40 の勧告及び 9 の特別勧告の履行状況審査のためのメソドロジー（仮訳付）
別冊 3	FATF 勧告の遵守に関する評価
別冊 4	犯罪収益移転防止法令集

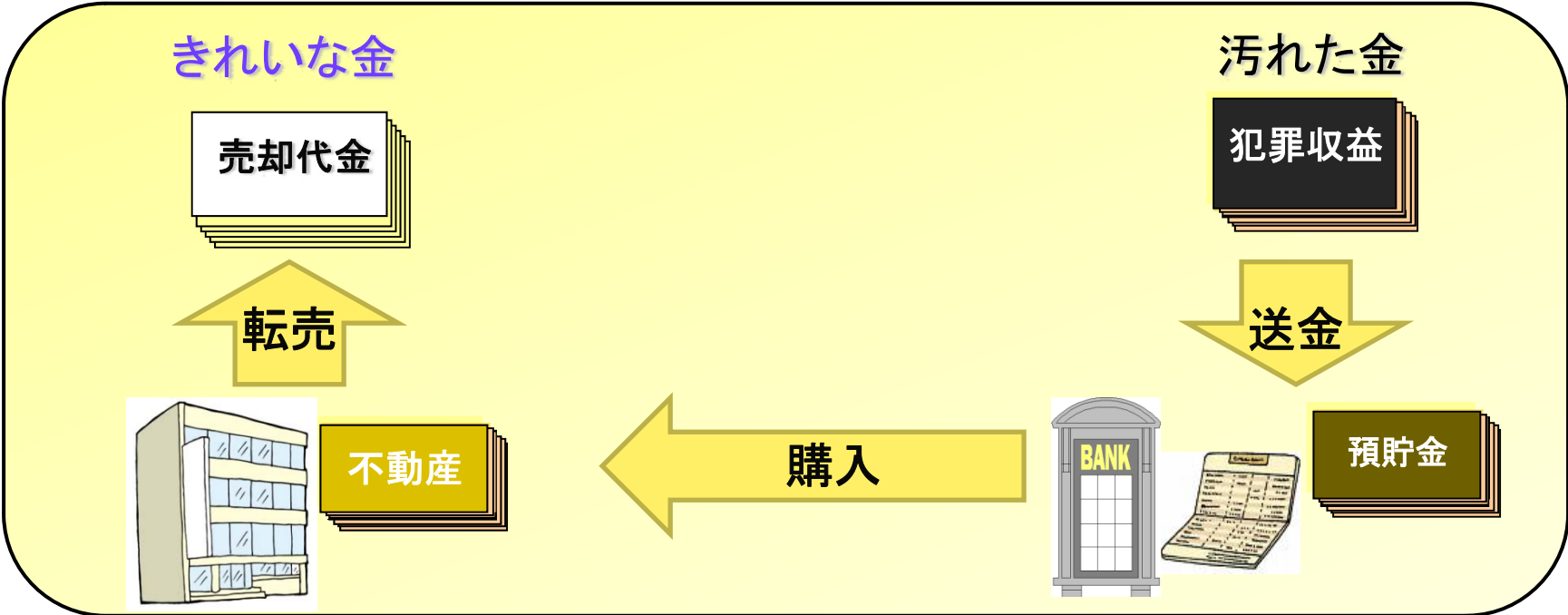
マネー・ローンダリングとは

表の世界で堂々と使える金へ

表に出せないような金を



マネー・ローンダリングの例



国際的な動き

日本国内の動き

昭和 63 年 12 月 麻薬新条約の採択 (薬物犯罪収益に関するマネー・ローンダリング行為の犯罪化を義務付け)

平成元年 7 月 アルシュ・サミット (FATF 設置の採択)

平成 2 年 4 月

FATF「40の勧告」を提言
 ○ 金融機関による顧客の本人確認
 ○ 疑わしい取引の金融規制当局への報告

平成 2 年 6 月

顧客の本人確認義務等に関する通達を発出 (大蔵省銀行局長ほか)

平成 4 年 7 月

麻薬特例法の施行
 ・薬物犯罪収益に関するマネー・ローンダリング行為の犯罪化
 ・薬物犯罪に関する「疑わしい取引の届出制度」の創設

平成 8 年 6 月

FATF「40の勧告」を改訂
 ○ 前提犯罪を重大犯罪に拡大することを義務付け

平成 10 年 5 月 バーミンガム・サミット (FIUの設置について合意)

平成 12 年 2 月

組織的犯罪処罰法の施行
 ・一定の重大犯罪に係る犯罪収益に関するマネー・ローンダリング行為の犯罪化
 ・日本版FIUの設置等

平成 13 年 9 月 米国における同時多発テロ事件の発生

平成 13 年 10 月

FATF「テロ資金供与に関する特別勧告」を発表
 ○ テロ資金供与の犯罪化、テロ関係の疑わしい取引の届出の義務化等

平成 14 年 7 月

テロ資金供与処罰法・改正組織的犯罪処罰法の施行により、前提犯罪にテロ資金供与罪を追加

平成 15 年 1 月

金融機関等本人確認法の施行 (金融機関等による顧客等の本人確認義務の法定化)

平成 15 年 6 月

FATF「40の勧告」を再改訂
 ○ 非金融業者 (不動産業者、貴金属商、宝石商等)・職業的専門家 (弁護士、会計士等)への勧告の適用

平成 19 年 4 月

犯罪収益移転防止法の一部施行
 ・FIUの移管 (金融庁→国家公安委員会・警察庁)

平成 20 年 3 月

犯罪収益移転防止法の全面施行
 ・非金融業者等に対する本人確認義務等の施行

FATFとは

1 設立経緯等

- 麻薬新条約（昭和63年）の採択を契機に、アルシュ・サミット（平成元年）における合意により設置（政府間会合）
- 現在のFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）のマンデートは、平成16～24年

2 「40の勧告」「9の特別勧告」

- マネー・ローンダリング対策に関して各国がとるべき措置は「40の勧告」
- テロ資金供与対策に関してとるべき措置は「9の特別勧告」
- これらの勧告は事実上の国際スタンダード（相互審査の審査基準）

3 機能

各国の相互審査の実施、マネー・ローンダリング等対策に関する様々な議題について議論・決定

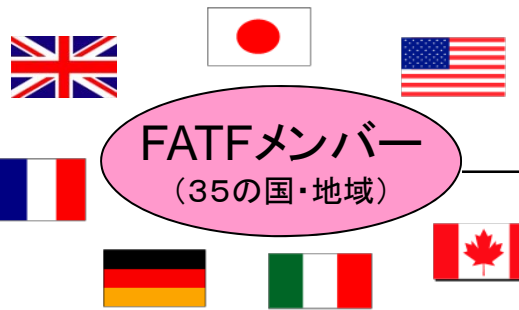
4 加盟国等

平成22年1月1日現在、33の国・地域及び2国際機関が参加

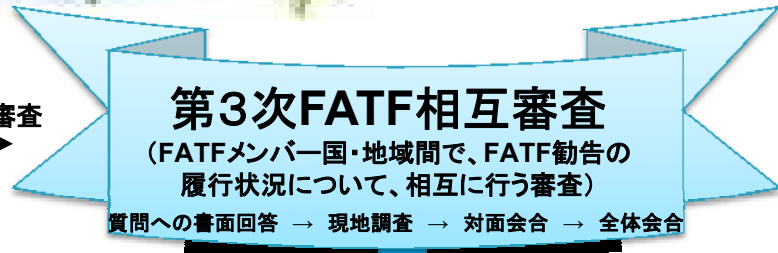
5 会合の開催状況等

- 全体会合を年3回（通例は2月、6月及び10月）開催
- 財務省（取りまとめ）、警察庁、外務省、法務省及び金融庁の職員が出席

第3次FATF相互審査フォローアップ手続の概要



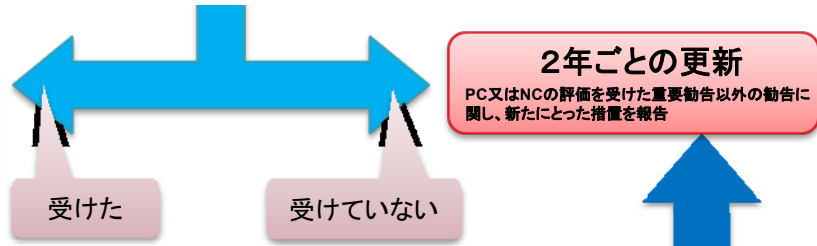
平成17年～23年に全加盟国の審査
日本は平成20年10月評価決定



評価
C: 履行
LC: 概ね履行
PC: 一部履行
NC: 不履行

① 重要勧告に関しPC又はNCの評価を受けたかどうか

通常フォローアップ
相互審査の2年後に、PC又はNCと評価された勧告について新たにとった措置を報告。相互審査後、3年以内又はその後早い時期にフォローアップ手続の対象から外れるよう努めることが求められる。



② PC又はNCの評価を受けた重要勧告及びその他LC以上の評価が必要とされる勧告に関し、十分な措置をとっているかどうか

指摘を受けた勧告につき、改善は見られるが、未だ十分でない場合には、次回以降の全体会合で再度フォローアップ報告書を提出

全体会合において、十分な措置をとっていると判断された場合

全体会合において、十分な措置をとっていないと判断された場合

通常よりも短い間隔(例えば、全体会合ごと)でフォローアップ報告書の提出

強化されたフォローアップ
①FATF議長からのレター送付、②ハイレベル使節団の派遣、③勧告21の適用、④FATFメンバーシップの一時停止又ははく奪

第3次FATF対日相互審査結果

番号	内容	結果	番号	内容	結果	番号	内容	結果
1	資金洗浄罪の犯罪化	○	18	シェルバンク(実態のない銀行)の禁止	△	35	ウィーン、パレルモ、テロ資金供与防止条約の批准	△
2	資金洗浄罪一認識及び法人への刑罰	○	19	金融取引情報の一元化についての検討	◎	36	国際司法共助	△
3	没収・凍結措置	○	20	その他の職業専門家に対する勧告の適用の検討	◎	37	国際司法共助における双罰性の取扱	△
4	守秘義務	◎	21	FATF勧告の履行に問題がある国・地域への対応	×	38	外国からの要請による資産凍結等	○
5	顧客管理	×	22	海外支店・現法への勧告の適用	×	39	犯人引渡	△
6	PEPs (外国における重要な公的地位を有する者)	×	23	金融機関に対する監督義務	○	40	国際協力(外国当局との情報交換)	○
7	コルレス銀行業務	×	24	DNFBPに対する監督義務	△	SR I	国連諸文書の批准	△
8	非対面取引	△	25	ガイドラインの策定義務	○	SR II	テロ資金供与の犯罪化	△
9	顧客管理措置の第三者依存	N/A	26	FIUの設置義務	○	SR III	テロリストの資産凍結・没収	△
10	本人確認・取引記録の保存義務	○	27	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	○	SR IV	テロに関する疑わしい取引の届出義務	○
11	異常な取引への対応	△	28	捜査関係等資料の入手義務	◎	SRV	テロ対策に関する国際協力	△
12	DNFBP(指定非金融業者及び職業専門家)による顧客管理措置	×	29	監督当局の権限の確保	○	SRVI	代替的送金システム	△
13	金融機関における疑わしい取引の届出	○	30	関係当局におけるリソースの確保	○	SRVII	電信送金(送金人情報の送付義務)	○
14	届出者の保護義務	○	31	国内関係当局間の協力	○	SRVIII	非営利団体(NPO)の悪用防止	△
15	内部管理態勢の構築	×	32	包括的統計の整備	○	SRIX	キャッシュ・クーリエ(現金運搬者)への対応	×
16	DNFBPによる疑わしい取引の届出等	△	33	法人情報へのアクセスの確保	×			
17	義務の不履行に対する制裁措置	○	34	法的取極(信託)	×			

* DNFBP(指定非金融業者及び職業専門家)とは、カジノ、不動産業者、貴金属・宝石商、弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び会計士、トラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダーを言う

** 黄色の網掛けは重要勧告。また、2008年10月のFATF会合において、フォローアップ手続きの変更が採択され、フォローアップの対象となる勧告は、49個中16個の勧告に絞られることとなった。(重要勧告+緑色の網掛け)

*** 番号の下線は、△又は×の評価を受けたもののうち、関係省庁間で警察庁主管で対応することとされたもの

各国相互審査結果比較表(2009年12月現在)

(FATFの公表資料に基づいて、とりまとめたもの) (◎:Compliant、○:Largely Compliant、△:Partially Compliant、×:Non-Compliant)

勧告	概要	日本	ベルギー	ノルウェー	豪州	スイス	イタリア	アイルランド	スウェーデン	スペイン	アメリカ	デンマーク	ポルトガル	アイスランド	トルコ	英国	ギリシャ	中国	フランス	カナダ	シンガポール	香港	ロシア	メキシコ	南アフリカ	韓国	ニュージーランド	オーストラリア	
1	資金洗浄の犯罪化	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	△	◎	△	△	△	△	○	△	○	△	○	○	○	○	
2	資金洗浄罪の認識	○	◎	◎	○	○	△	○	○	○	◎	○	○	○	△	○	◎	△	△	○	○	○	◎	○	○	△	○	○	
3	犯罪収益の没収、凍結	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	△	○	○	○	○	○	△	◎	○	◎	△	○	△
4	金融機関の守秘義務	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
5	顧客管理措置(CDD)	×	○	△	×	△	△	△	△	△	△	△	○	△	×	△	△	△	△	△	×	○	△	△	△	△	△	×	△
6	PEPs(外国における重要な公的地位を有する者)	×	○	×	×	△	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	△	△	○	×	×	×	○
7	コルレス契約	×	◎	×	×	×	×	×	×	×	○	×	△	△	×	×	○	△	×	△	◎	◎	△	○	×	×	×	○	
8	非対面取引	△	◎	◎	×	△	◎	△	○	△	○	×	◎	○	△	◎	△	○	△	×	○	○	△	△	△	◎	×	○	
9	第三者へのCDD依存	N/A	◎	N/A	×	○	△	×	N/A	N/A	○	×	N/A	△	×	△	△	△	×	×	○	△	N/A	△	×	×	×	○	
10	記録の作成・保存	○	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
11	異常な取引への対応	△	◎	◎	△	◎	○	△	○	◎	○	×	○	○	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	×	×	△
12	DNFBP(特定非金融業者・職業専門家)によるCDD	×	△	△	×	△	×	△	△	△	×	×	△	△	×	△	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	△	
13	疑わしい取引の届出(STR)	○	○	○	○	△	△	◎	△	○	○	△	○	△	△	◎	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	
14	STRの届出者の保護	○	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
15	内部管理体制の構築	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△
16	DNFBPによる疑わしい取引の届出等	△	○	○	×	△	×	△	△	△	×	△	△	△	×	○	×	×	△	×	△	×	△	×	△	×	×	△	
17	AML/CFTの不遵守に対する罰則	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
18	シェルバンク(実態のない銀行)の禁止	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	○	◎	△	△	○	△	△	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
19	現金取引情報の集約	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
20	勧告のDNFBP以外への適用の検討	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
21	FATF勧告の履行に問題がある国・地域への対応	×	◎	◎	△	○	○	△	△	◎	○	△	○	○	×	△	×	×	△	△	○	○	△	○	×	×	×	△	
22	NCCTIに所在する支店等の対応	×	○	○	×	△	△	○	△	○	○	○	△	×	×	△	×	△	×	×	○	○	×	◎	×	△	×	○	
23	金融機関の監督	○	△	○	△	○	△	○	△	△	○	△	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△
24	DNFBPの監督	△	△	○	△	○	×	×	×	×	△	×	△	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	△	×	△	×	×	△
25	AML/CFTに関する金融機関等へのフィードバック	○	○	△	△	○	△	○	△	◎	×	△	×	△	◎	×	○	△	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
26	FIU	○	◎	△	◎	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	×	○	○	△	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
27	捜査	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
28	捜査資料の入手	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
29	AML/CFTの遵守状況の監督	○	○	○	△	△	○	○	△	◎	◎	◎	◎	◎	△	○	△	○	△	○	△	○	△	△	◎	△	△	×	○
30	当局の財政・人材確保	○	△	△	○	○	○	○	△	△	○	△	○	△	△	○	×	○	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
31	AML/CFTの国内調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	△	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
32	包括的統計の整備	○	○	△	○	○	○	△	△	△	△	△	×	△	○	×	○	△	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
33	法人情報へのアクセス	×	△	○	○	×	◎	△	△	△	×	△	△	△	△	△	×	×	△	×	△	△	△	×	×	×	×	△	
34	法的取極に関する情報へのアクセス	×	◎	N/A	△	N/A	△	△	N/A	N/A	×	△	△	N/A	N/A	△	N/A	△	N/A	△	△	△	N/A	○	△	×	×	△	
35	ウィーン・パレルモ条約の批准	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○	△	◎	△	△	◎	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
36	国際捜査共助	△	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
37	双罰姓	△	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
38	外国からの資産凍結等要請への対応	○	○	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
39	犯人引渡	△	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
40	外国との情報交換	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
SR_I	国連議定書の批准	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	○	○	△	○	△	○	△	○	△
SR_II	予口資金供与の犯罪化	△	◎	○	○	○	○	○	○	◎	△	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
SR_III	予口リストの資金凍結	△	△	△	○	△	○	△	△	○	△	△	×	△	◎	△	×	△	○	△	△	△	△	×	△	△	△	△	
SR_IV	予口関連のSTR	○	◎	○	○	△	△	◎	○	○	○	○	○	△	◎	△	×	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
SR_V	国際協力	△	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
SR_VI	代替的送金システム	△	◎	△	△	◎	○	△	△	○	○	○	×	△	○	△	○	△	×	○	△	×	△	△	△	△	×	○	
SR_VII	電信送金	○	○	×	×	△	×	×	×	○	△	×	×	×	△	△	○	△	×	○	△	△	△	△	△	△	△	◎	
SR_VIII	非営利団体	△	◎	×	△	△	◎	△	△	○	◎	○	×	△	○	×	○	△	○	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△
SR_IX	キャッシュ・クーリエ	×	×	△	△	×	◎	△	×	○	◎	△	○	△	○	×	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

◎	4	22	13	12	7	18	16	6	10	15	8	13	8	3	24	2	8	7	7	11	10	10	7	9	5	8	6
○	19	20	18	14	20	13	12	21	22	28	15	23	14	12	12	10	16	13	23	32	20	13	17	14	14	17	19
△	15	6	12	13	17	12	16	15	12	2	18	10	18	22	10	23	16	23	8	4	15	21	19	19	19	6	24
×	10	1	4	10	4	6	5	5	3	4	8	2	8	11	3	13	9	5	11	2	4	3	6	7	11	18	0

※ アルゼンチン、オランダ、ドイツ、ブラジル、フランス及びルクセンブルクに対する第3次相互審査報告は未採択。
 ※ そのほか、欧州委員会(EC)及び湾岸協力理事会(GCC)の2国際機関が加盟。

G8各国相互審査結果及びフォローアップ手続実施結果

※ドイツについては本年2月、フランスについては本年10月に第3次相互審査が終了する予定

	概要	日本	アメリカ	英国	イタリア	カナダ	ロシア
1	資金洗浄の犯罪化	○	○	◎	◎	○	○
2	資金洗浄罪の認識	○	◎	◎	△	○	○
3	犯罪収益の没収、凍結	○	○	◎	○	○	◎
4	金融機関の守秘義務	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	顧客管理措置(CDD)	×	△	△	△	×	△
6	PEPs	×	○	×	×	×	△
7	コルレス契約	×	○	×	×	△	△
8	非対面取引	△	○	◎	◎	×	△
9	第三者へのCDD依存	N/A	○	△	△	×	N/A
10	記録の作成・保存	○	○	◎	◎	○	○
11	異常な取引への対応	△	○	△	○	△	△
12	DNFBPIによるCDD	×	×	△	×	×	△
13	疑わしい取引の届出	○	○	◎	△	○	○
14	STRの届出者の保護	○	◎	◎	◎	◎	△
15	内部管理態勢の構築	×	○	○	○	○	△
16	DNFBPIによるSTR等	△	×	○	×	×	△
17	AML/CFT不遵守への罰則	○	○	○	△	△	△
18	シェルバンクの禁止	△	◎	△	△	○	◎
19	現金取引情報の集約	◎	◎	◎	◎	◎	◎
20	勧告のDNFBPI以外への適用	◎	◎	◎	◎	◎	◎
21	FATF勧告履行に問題ある国・地域への対応	×	○	△	○	△	△
22	NCCT所在支店等の対応	×	○	×	△	×	×
23	金融機関の監督	○	○	○	△	△	△
24	DNFBPIの監督	△	△	△	×	×	△
25	金融機関等へのフィードバック	○	◎	◎	△	○	△
26	FIU	○	○	○	○	△	◎
27	捜査	○	◎	◎	◎	○	○
28	捜査資料の入手	◎	◎	◎	◎	◎	◎
29	AML/CFT遵守状況の監督	○	◎	○	○	○	△
30	当局の財政・人材確保	○	○	○	○	△	△
31	AML/CFTの国内調整	○	○	◎	○	○	○
32	包括的統計の整備	○	○	○	○	○	○
33	法人情報へのアクセス	×	×	△	◎	×	△
34	法的取極情報へのアクセス	×	×	△	△	△	N/A
35	ウィーン・パレルモ条約批准	△	○	◎	△	○	○
36	国際捜査共助	△	○	○	◎	○	○
37	双罰姓	△	◎	◎	◎	◎	◎
38	外国の資産凍結要請への対応	○	○	◎	◎	○	◎
39	犯人引渡	△	○	◎	◎	○	○
40	外国との情報交換	○	◎	◎	◎	○	◎
SR. I	国連諸文書の批准	△	○	◎	○	○	○
SR. II	テロ資金供与の犯罪化	△	◎	◎	○	○	○
SR. III	テロリストの資金凍結	△	○	◎	○	○	△
SR. IV	テロ関連のSTR	○	○	◎	△	○	△
SR. V	国際協力	△	○	◎	◎	○	○
SR. VI	代替的送金システム	△	○	○	○	×	×
SR. VII	電信送金	○	○	△	×	×	△
SR. VIII	非営利団体	△	◎	○	◎	○	△
SR. IX	キャッシュ・クーリエ	×	◎	○	◎	◎	×
審査終了年月		平成20年10月	平成18年6月	平成19年6月	平成17年10月	平成20年2月	平成20年6月
フォローアップ手続実施結果		平成22年10月 実施予定	平成20年6月× 平成21年6月×	平成21年6月× 平成21年10月○ フォローアップ 手続終了	平成19年10月× 平成20年10月× 平成21年2月○ フォローアップ 手続終了	平成21年2月×	平成22年6月 実施予定
		日本	アメリカ	英国	イタリア	カナダ	ロシア

(◎: Compliant、○: Largely Compliant、△: Partially Compliant、×: Non-Compliant)

主要国における顧客管理に関する法令の規定の有無

	法令名	顧客管理事項						継続的な顧客管理措置	リスクに応じた顧客管理措置
		国籍	職業	取引目的	真の受益者	役員	定款		
アメリカ	・銀行及び銀行業法 ・銀行秘密法 ・愛国者法	○	×	○	○	○	○	○	○
イギリス	・金融サービス・市場法 ・マネロン規制令	×	×	○	○	×	×	○	○
フランス	・通貨金融法典	×	×	○	○	×	×	○	○
ドイツ	・重大犯罪に基づく収益の探知に関する法律	○	×	○	○	×	○	○	○
イタリア	・マネロン対策法	×	×	○	○	×	×	○	○
カナダ	・マネロン・テロ資金対策法	×	○	○	○	○	×	○	○
日本	・犯罪による収益の移転防止に関する法律	×	×	×	×	×	×	×	×

※ フランスは、平成20年1月現在のもの。

顧客管理に関するFATF勧告の準用関係

金融機関

勧告5 顧客管理

勧告6 PEPs(外国における重要な公的地位を有する者)

勧告8 非対面取引

勧告11 異常な取引への対応

勧告12
で準用

勧告15 内部管理態勢の構築

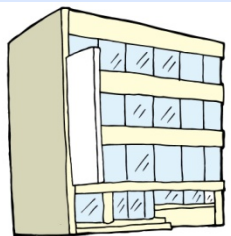
勧告21 FATF勧告の履行に問題がある国・地域への対応

勧告16
で準用

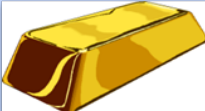
DNFBP

(指定非金融業者及び職業専門家)

不動産業者



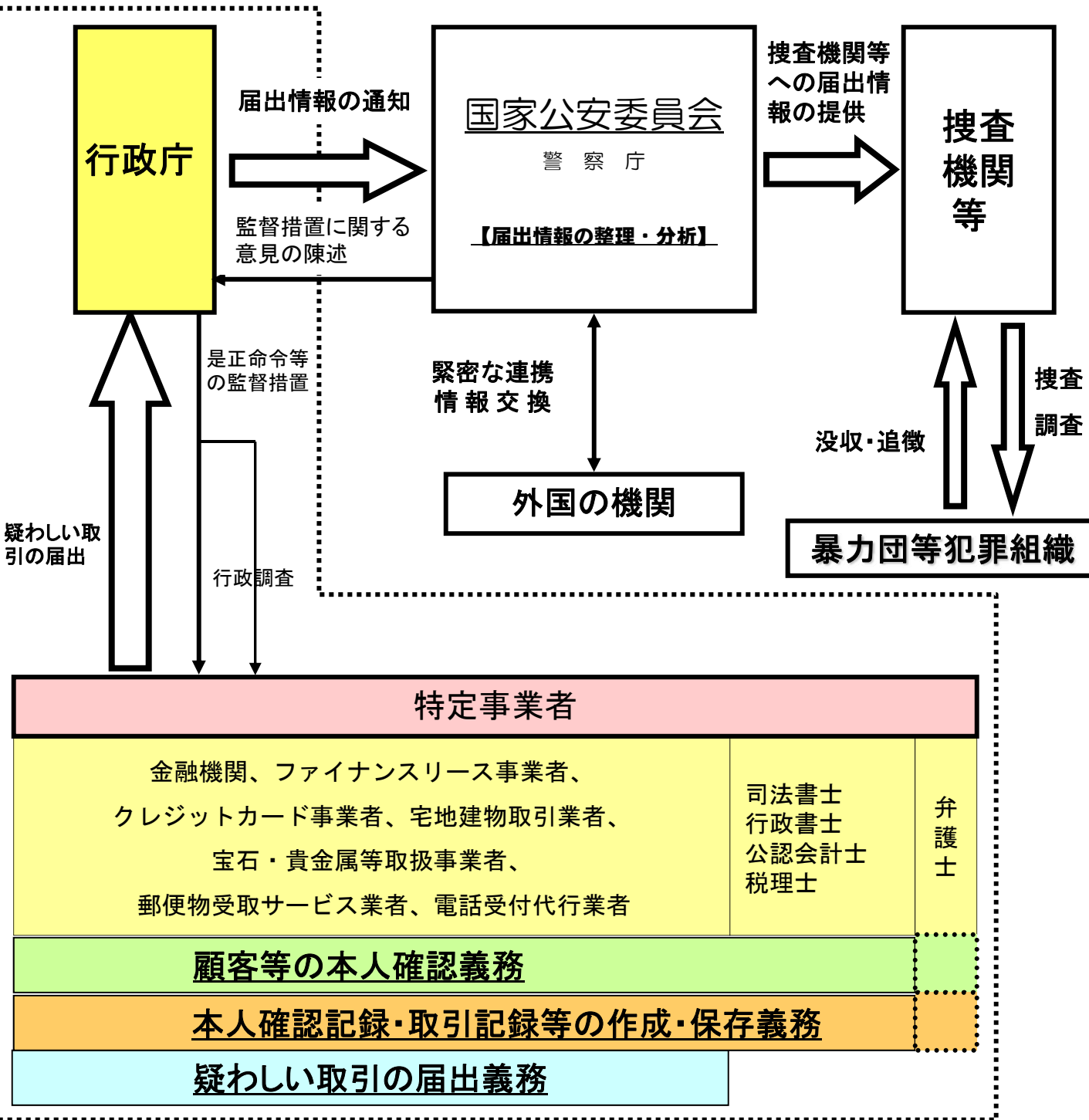
貴金属商及び宝石商



弁護士、会計士
その他の職業専門家 等

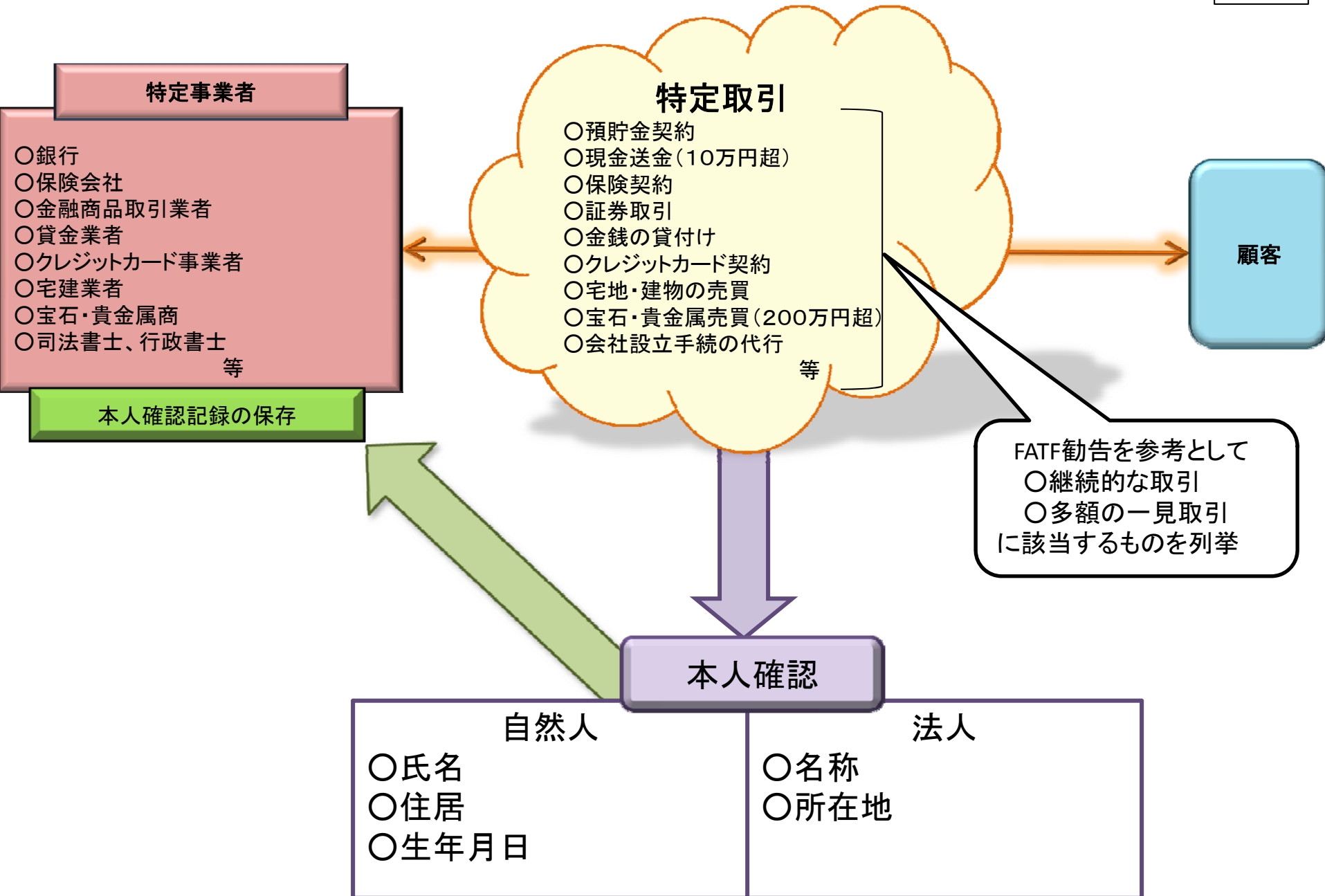


犯罪収益移転防止法の概要



(注) 弁護士による顧客等の本人確認、本人確認記録・取引記録等の作成・保存に相当する措置については、本法に定める司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則の定めるところによる。
監督は、日本弁護士連合会が行う。

犯罪収益移転防止法における本人確認



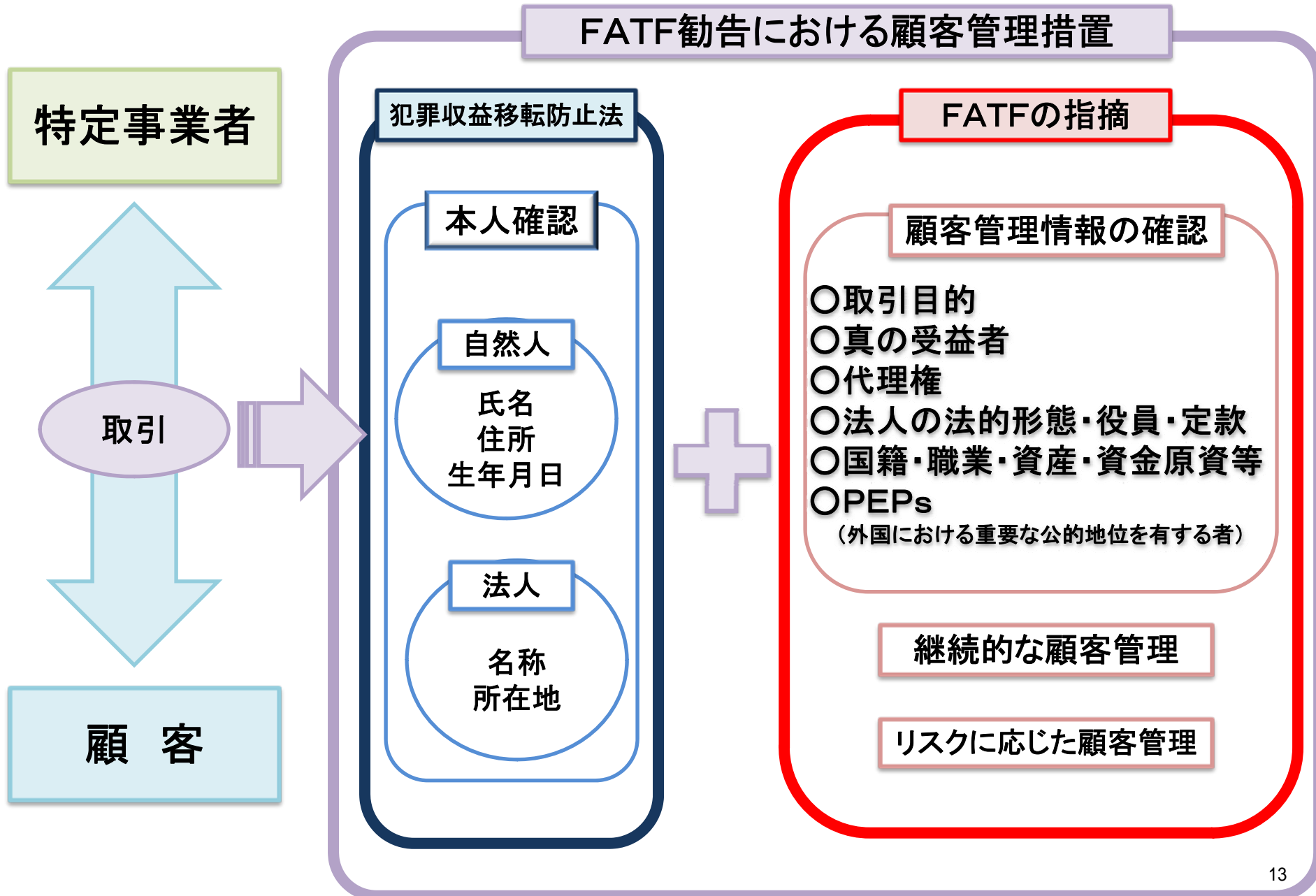
論点

- 1 以下に掲げる顧客管理情報の入手、確認等が義務とされていない
 - 1) 取引目的に関する情報 (勧告 5 ⑨、12)
 - 2) 真の受益者に関する情報 (勧告 5 ⑥～⑧、12)
 - 3) 法人の代理人に係る代理権に関する情報 (勧告 5 ④、12)
 - 4) 法人顧客の法的形態、役員、定款に関する情報 (勧告 5 ⑤、12)
 - 5) 国籍、職業、資産、取引原資その他顧客に関する情報 (勧告 5 ⑪～⑬、12、21)
 - 6) 顧客が PEPs であるか否かに関する情報 (勧告 6、12)
- 2 継続的な顧客管理が義務とされていない (勧告 5 ⑩、12)
- 3 リスクに応じた顧客管理が求められていない (勧告 5 ⑪～⑬、12)
- 4 内部管理態勢の構築が義務とされていない (勧告 15、16)
- 5 本人確認書類の質が不明であり、自然人の場合、写真付の身分確認が求められていない (勧告 5 ③)
- 6 非対面取引における本人確認義務が十分でない (勧告 8、12)
- 7 FATF 勧告の履行に問題がある国・地域との取引に対して特段の注意を払うことを義務付けられていないとともに、対抗措置を実施する枠組みがない (勧告 21、16)

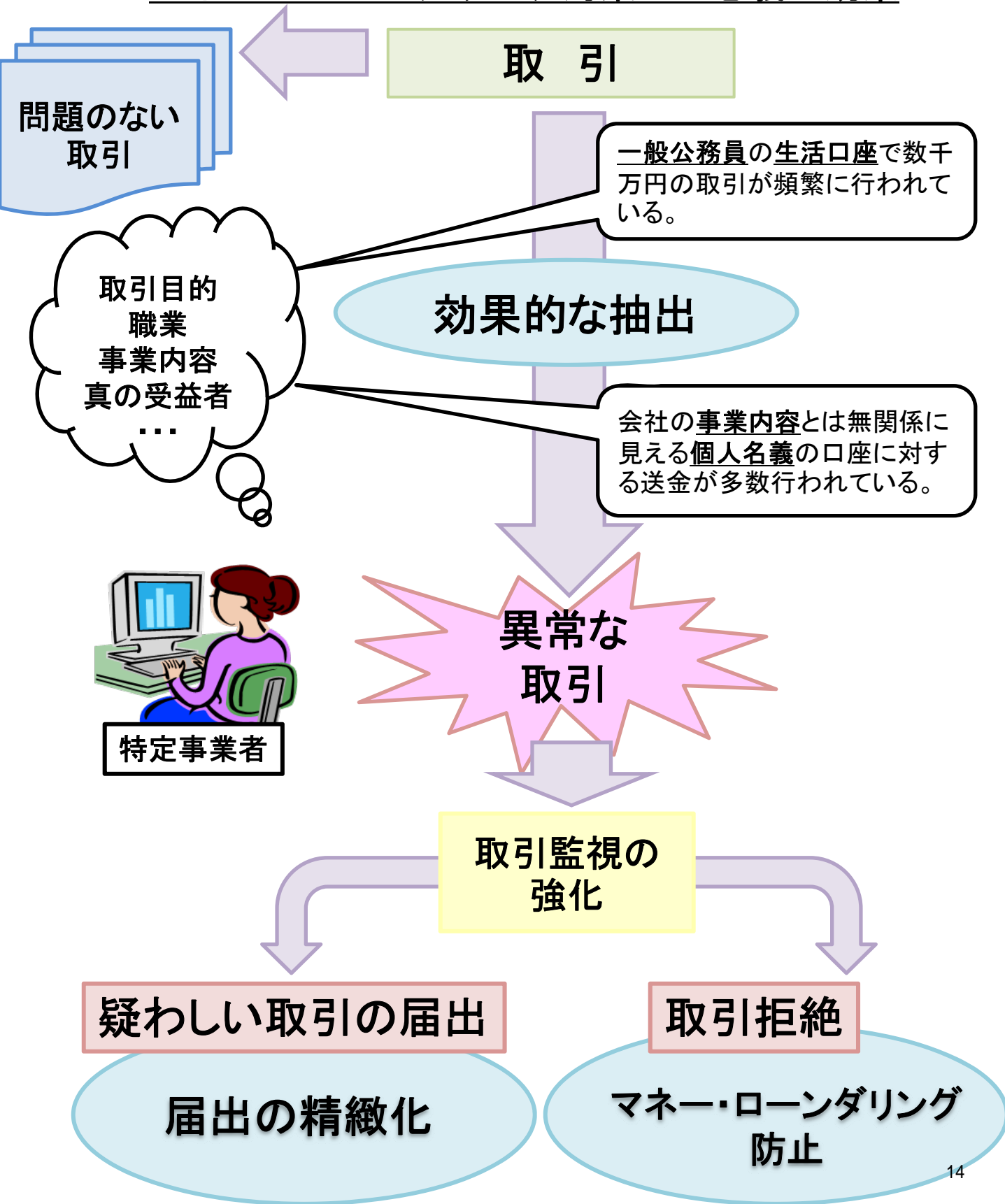
※ その他

- 以下の場合に顧客管理措置を講ずることが義務とされていない
 - 1) 敷居値を下回る関連する複数の取引がある場合 (勧告 5 ①、12)
 - 2) マネロン・テロ資金供与の疑いがある場合 (勧告 5 ②、⑬、12)
 - 3) 明白な経済的又は法的な目的のない複雑な取引、異常な大口取引、又は異常な取引形態が認められる場合 (勧告 11)
- 既存顧客について、重要性、リスクに応じた顧客管理措置が義務付けられていない (勧告 5 ⑯)
- 顧客管理の完了前に取引を行うことにより生じるリスクを最小限にするための内部管理態勢を構築することが求められていない (勧告 5 ⑭)
- 顧客管理が完了できない場合に疑わしい取引の届出の提出を検討することが義務付けられていない (勧告 5 ⑮)

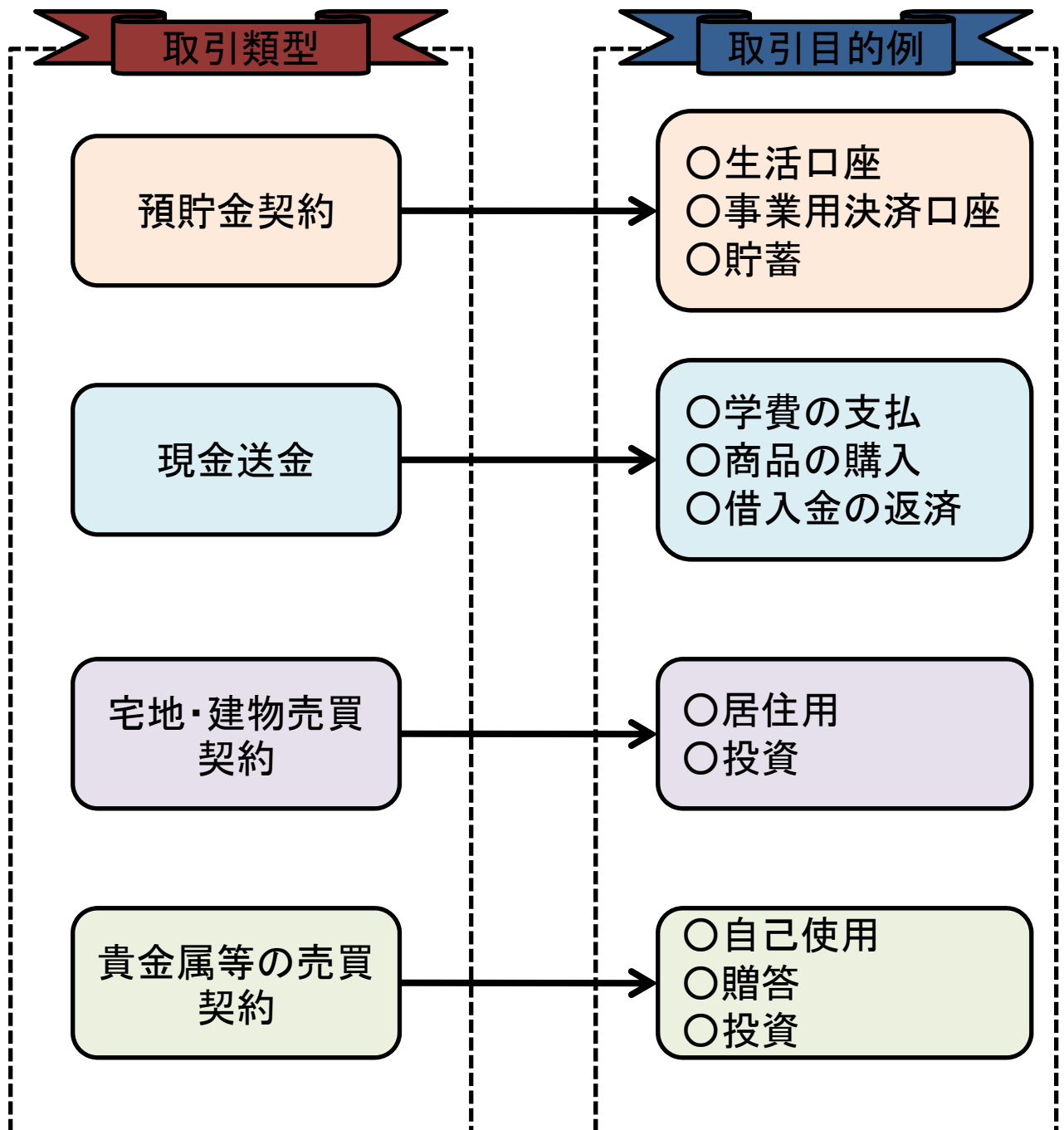
顧客管理措置の概要



顧客管理措置の マネー・ローンダリング対策上の意義・効果

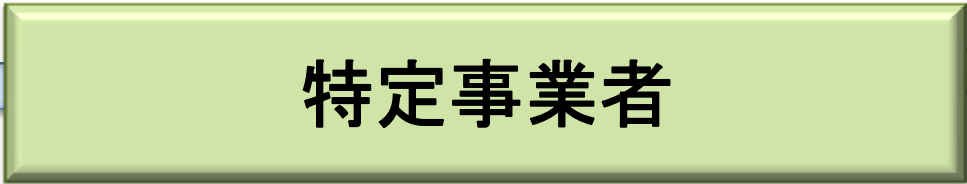


取引目的の例



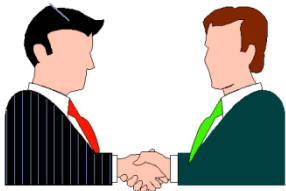
犯罪収益移転防止法では
取引目的に関する情報入手義務なし

真の受益者



特定事業者

犯罪収益移転防止法
に基づく本人確認

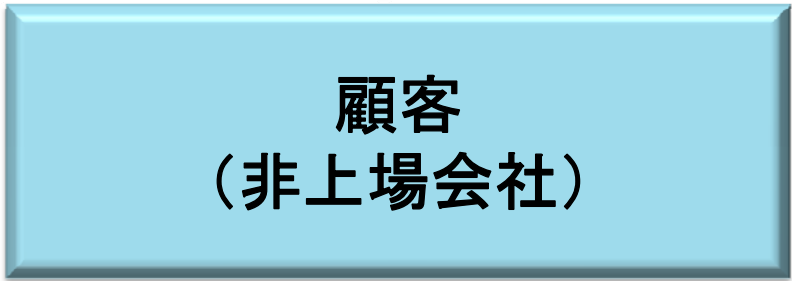


取引

FATFの指摘

- ・支配関係の確認
- ・存在→本人確認

法的義務なし



顧客
(非上場会社)



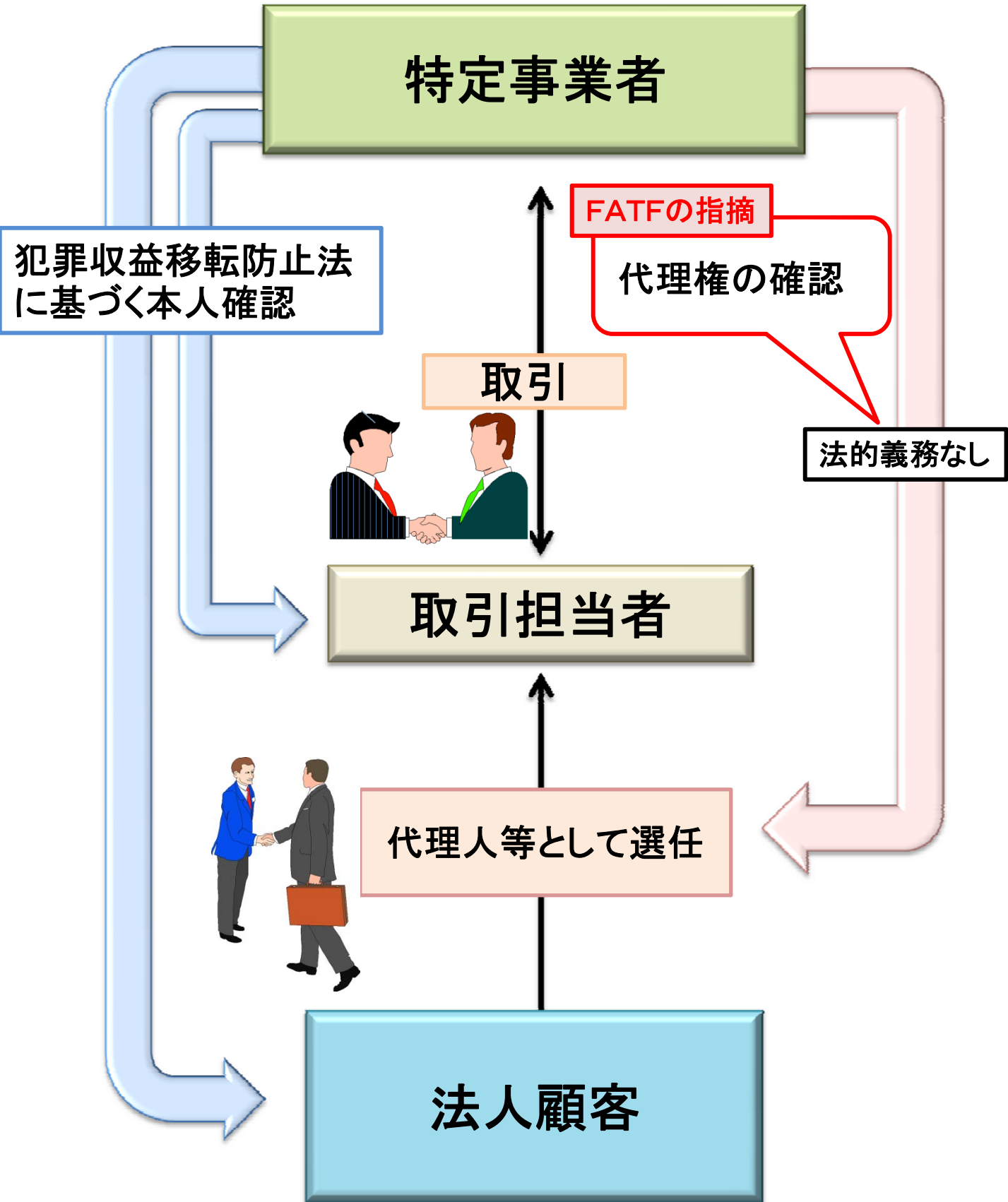
実質支配
(25%以上の株式保有等)



真の受益者

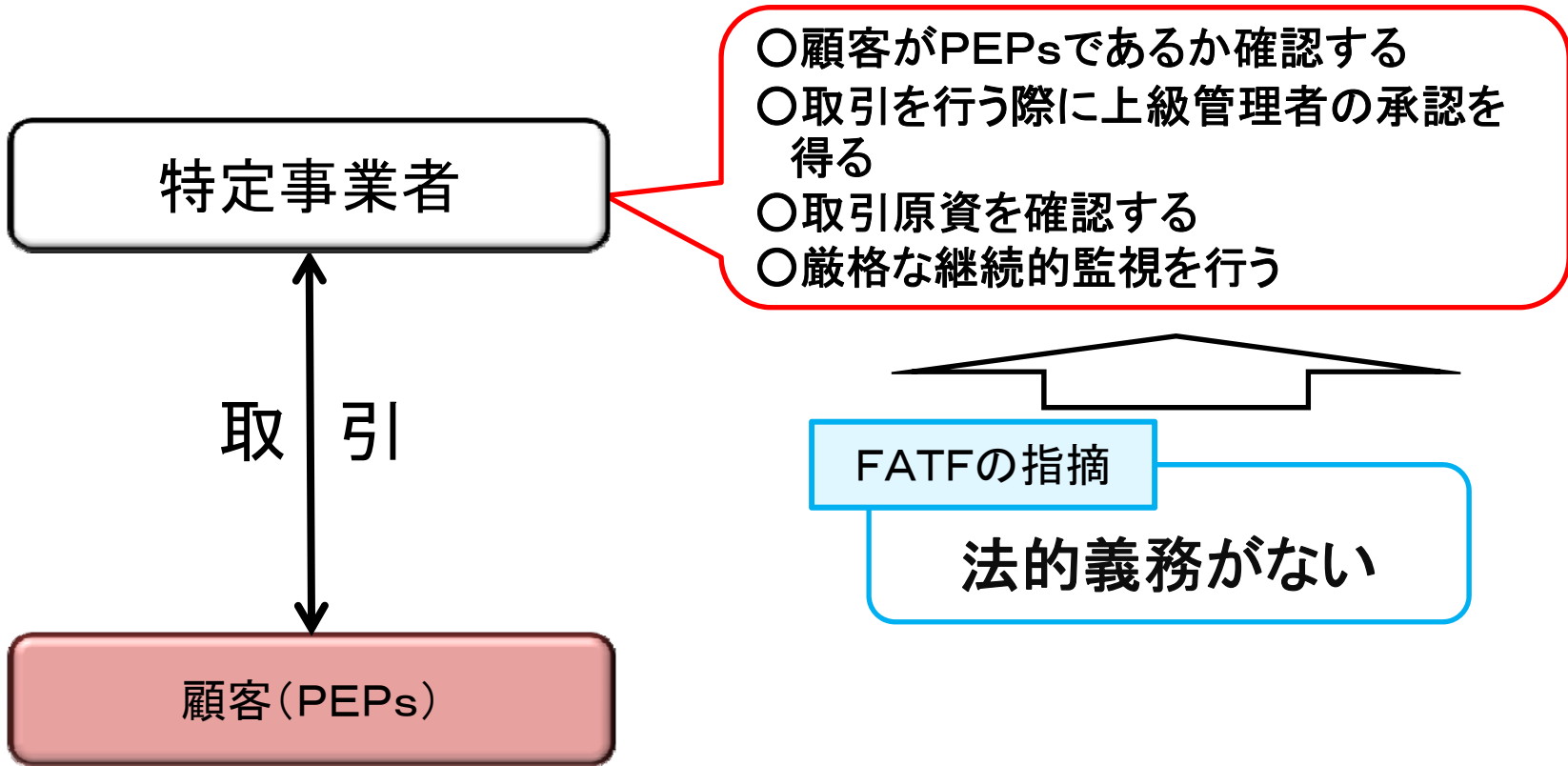


代理権の確認



PEPs

PEPs(Politically Exposed Persons)とは
外国において特に重要な公的な機能を任されている個人
(例: 国家元首、高位の政治家、政府高官、司法官、軍当局者等)



特定事業者

マネー・ローンダリング
の疑いはないか

継続的な監視

取引
頻度

取引額

取引
相手

継続的な取引関係

情報に変更はないか

顧客管理情報の再確認

疑わしい取引の届出義務により事実上要求している

しかし

明確な法的義務がない

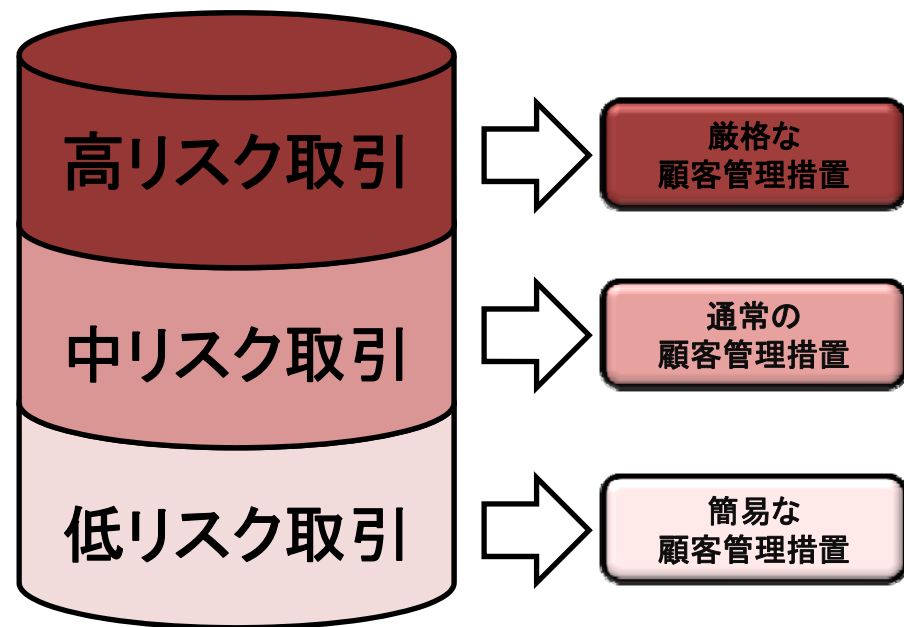
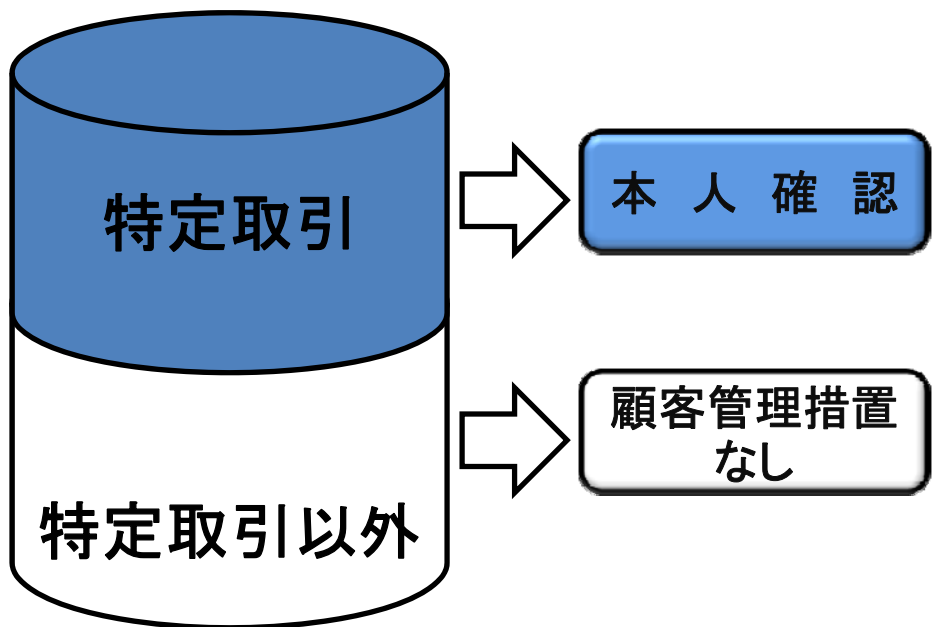
FATFの指摘

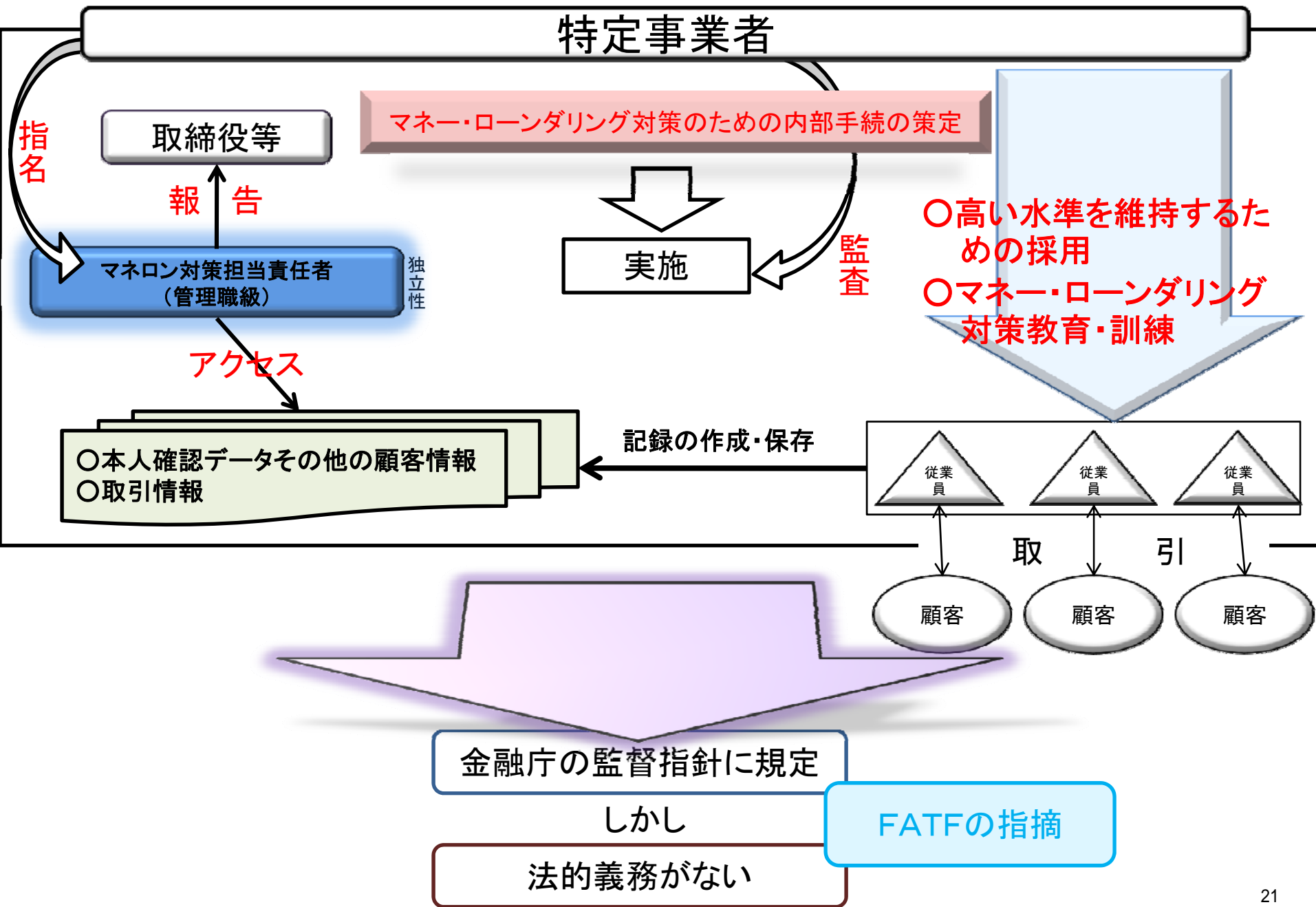
リスクベース・アプローチ

～マネー・ローンダリングのリスクの程度に応じた顧客管理措置～

犯罪収益移転防止法

FATFの指摘





対面取引

非対面取引 (インターネット、郵送)

FATFの指摘

補完書類の提出等追加的な措置が必要

1 顧客が自然人の場合……顧客の氏名、住居及び生年月日を本人確認書類によって確認

運転免許証、健康保険証、年金手帳、住基カード、旅券、
顔写真付きの官公庁発行書類等の提示

顔写真なし

FATFの指摘

二次的確認措置が必要

住民票の写し、顔写真の
ない官公庁発行書類等
の提示

本人確認書類に記載の
住所にあてて預貯金通帳、
契約書等を転送不要郵
便で送付

本人確認書類又はその
写しの送付

本人確認書類に記載の
住所にあてて預貯金通帳、
契約書等を転送不要郵
便で送付

本人限定受取郵便によっ
て預貯金通帳、契約書等
を送付

郵便事業者等が、特定事
業者に代わって住居を確
認し、本人確認書類の提
示を受けた上、氏名等特
定事業者へ伝達

2 顧客が法人の場合……法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の確認
(併せて、1に掲げる方法により、取引の任に当たる自然人の本人確認を行う。)

登記事項証明書、印鑑登録証明書、
官公庁発行書類等の提示

FATFの指摘

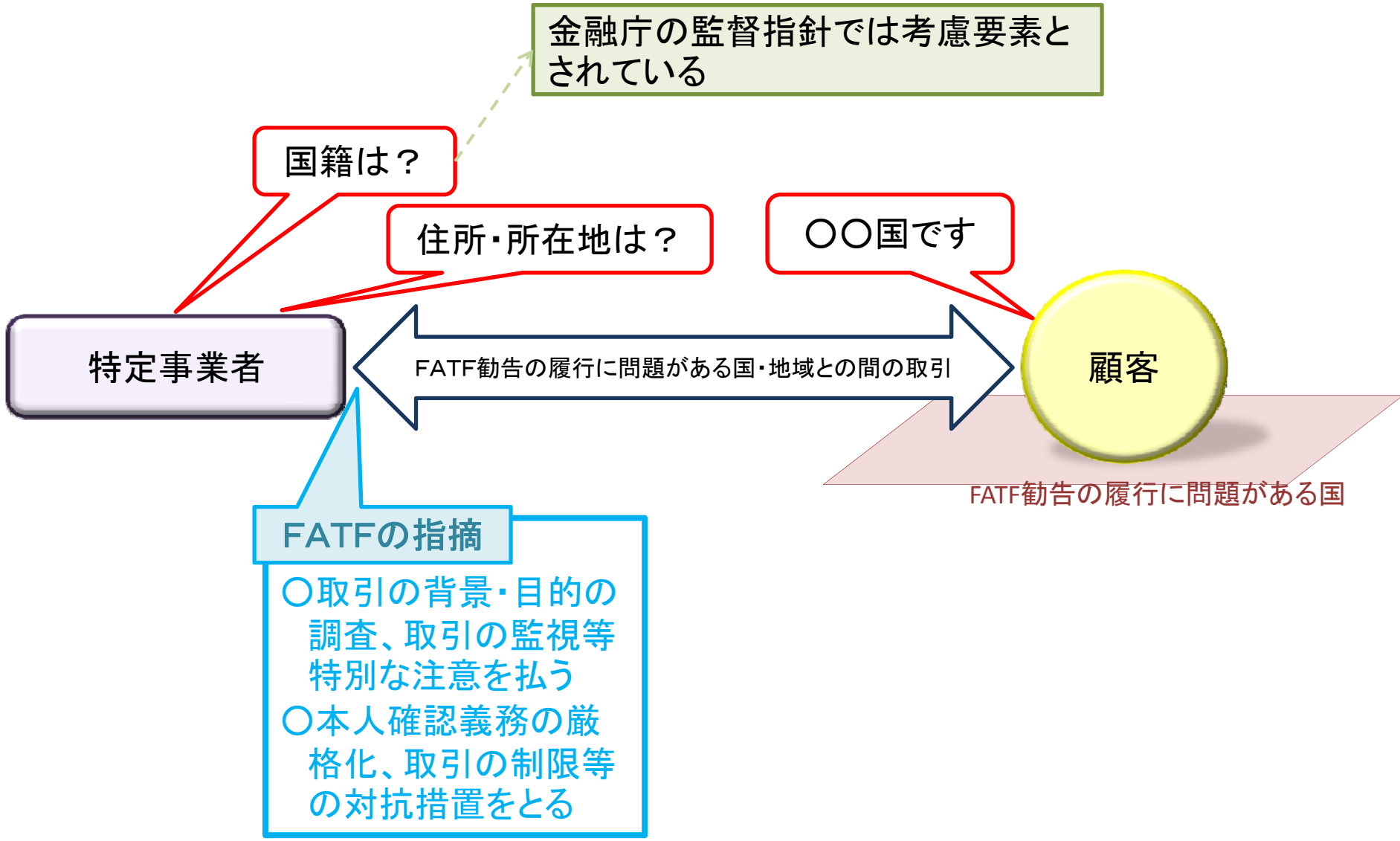
発行の基準が不明確

情報の質に懸念

本人確認書類又はその写
しの送付

本人確認書類に記載の
住所にあてて預貯金通帳、
契約書等を転送不要郵
便で送付

FATF勧告の履行に問題がある国・地域との間の取引



敷居値を下回る関連する複数の取引

敷居値とは・・・顧客管理措置の要否を分ける基準となる取引額

敷居値を超える取引

顧客管理措置 **必要**

敷居値以下の取引

顧客管理措置 **不要**

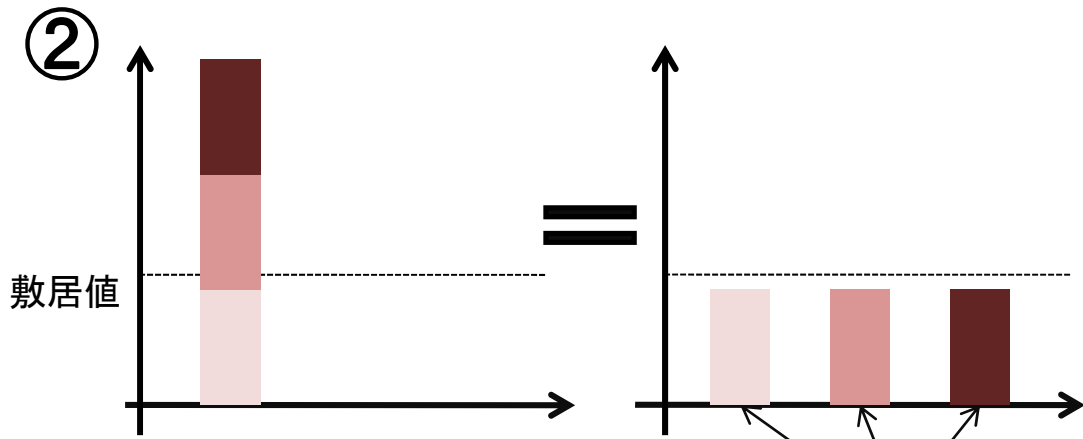
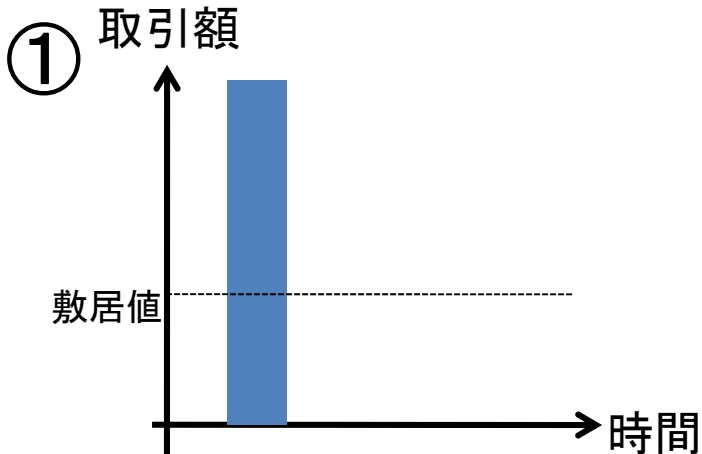
敷居値を超える取引とは

FATFの指摘

①及び②の取引

犯罪収益移転防止法

①の取引



顧客管理措置が求められる場面

犯罪収益移転防止法

FATF勧告

特定取引のとき

- 継続的取引関係を構築する時
- 多額の一見取引が行われる時
- 顧客が他人になりすましていると疑われる時

本人確認

顧客管理措置

異常な取引を認識したとき

取引目的が不明かつ

- 複雑な取引
- 異常な大口取引
- 異常な形態の取引

FATFの指摘

顧客管理措置

顧客管理措置

疑わしい取引の届出ガイドラインに記載
↓
事実上注意の対象

疑わしい取引の届出

マネー・ローンダリングが疑われるとき

疑わしい取引の届出を行ったことを他人に漏らしてはならないとされている

マネー・ローンダリングの疑いがある場合に顧客管理措置をとると疑わしい取引の届出を行ったことを顧客に気付かれてしまう

既存顧客に対する顧客管理

既存顧客とは

法律施行日において既に取り取引を開始している顧客

犯罪収益移転防止法

犯罪収益移転防止法の規定に準じた本人確認をしていない場合



犯罪収益移転防止法上の敷居値を超える場合のみ本人確認が必要

FATF指摘

重要性及びリスクに応じた顧客管理措置を義務付ける必要がある

(例)

- ・相当額の取引(敷居値以下)が行われたとき
- ・口座の運用方法に実質的な変更があったとき
- ・金融機関が、既存顧客に関する十分な情報が不足していると認識したとき

本人確認の時期

犯罪収益移転防止法

特定取引を行うに際しては、本人確認を行わなければならない

取引の性質に応じて合理的な期間内に本人確認を完了するべきという意味

取引開始後に本人確認を行う場合にリスク管理措置が義務付けられていない

FATFの指摘

原則

取引開始前

例外

- 業務上合理的な範囲内で速やかに実施
- 通常の業務遂行を阻害しないため不可欠（非対面取引等）
- マネー・ローンダリングのリスクを効果的に管理

取引開始後も可

ただし

リスク管理措置を義務付け

- ・ 取引件数、種類、額の制限
- ・ 多額又は複雑な取引の監視

顧客管理未了の場合の措置

顧客が本人確認に応じない

犯罪収益移転防止法

顧客が本人確認に応ずるまでの間、取引上の義務の履行を拒むことができる(民事免責)

取引を続ければ本人確認義務違反→行政処分

最終的に本人確認できなければ取引拒絶

FATFの指摘

疑わしい取引の届出を検討することを義務付け